

## 経営事項審査の再審査の申立て期間の特例について〈4月26日まで〉

建設業法施行規則の一部を改正する省令(令和3年国土交通省令第81号)及び建設業法施行規則付則第3項の再審査の申立ての特例の対象となる建設業者の要件を定める件(令和3年国土交通省告示第1554号)が令和3年12月27日に施行され、この特例の対象となる建設業者は、本年4月26日までの間に限り、経営事項審査の再審査の申立てが可能となっています。

これについて、都では下記のとおり受け付けますのでお知らせします。

### 記

#### 1 再審査の申立ての特例の対象となる建設業者の要件

令和3年6月16日以降に経営規模等評価の申請をした建設業者であって、経営規模等評価の申請をする日の直前の事業年度終了の日以前に当該建設業者の雇用する建設技能者が能力評価基準による評価を受けていたものの、令和3年6月16日から国土交通省が保有・運用するレベル判定システムの運用が停止されたため、経営規模等評価の申請の際に、審査に必要な能力評価の結果を証する書面等の写し(レベル判定結果通知書の写し)を提出することができなかった建設業者

#### 2 再審査の申立て方法

##### (1) 再審査の対象となる項目

:その他の審査項目(社会性等)の項番62「技能レベル向上者数」、「技能者数」、「控除対象者数」

##### (2) 受付場所:都庁第2庁舎3階南側 建設業課経営事項審査窓口

##### (3) 受付期間:令和4年1月21日～4月26日

##### (4) 受付時間:午後4時～午後4時45分 ※予約は不要のため、直接お越し下さい

##### (5) 手数料:不要

##### (6) 必要書類

書類名	部数等	記入要領等
建設技能者の能力評価の結果を証する書面等の写し	1部	—
経営規模等評価再審査申立書(様式第25号の14)	2部(正本・副本)	次頁の記入例を参照 ください
その他の審査項目(社会性)(同上-別紙3)	2部(正本・副本)	
技能者名簿(様式第5号)	2部(正本・副本)	説明書※P114
技能者が記載されている審査基準日以前3年間に稼働していた工事の作業名簿及び常勤性、6か月を超える恒常的な雇用関係があることが確認できる資料	1部	説明書※P79
受審済みの経営事項審査申請書	副本	副本と通知書の原本は再審査済印を押して返却します
受審済みの経営事項審査結果通知書	原本	

※経営事項審査申請説明書(令和3年8月)

#### 3 その他

再審査の申立て先は受審済みの経営事項審査申請を申請した行政庁になります。ご確認下さい。

問合せ先 市街地建築部建設業課建設業指導担当  
代表 03-5321-1111 内線30-681, 682, 665

# 記入例

様式第二十五号の十四 (第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係)

(用紙A4)  
2 0 0 0 1

~~経営規模等評価申請書~~  
~~経営規模等評価再審査申立書~~  
~~総合評定値請求書~~

令和 年 月 日  
申立て年月日を記入してください

~~建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。~~  
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~  
~~建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。~~

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

丸囲み以外の箇所は、受審済み経審の申請書と同じ記載をしてください  
受審後に建設業許可に関する事項(代表者名や所在地等)を変更した場合は、変更後の内容を記入し、変更届等の副本を提示してください

~~地方整備局長~~  
~~北海道開発局長~~  
東京都 知事 殿

申請者 \_\_\_\_\_

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日	15	20

申請時の許可番号	02	大臣知事コード	3	国土交通大臣知事許可(一般- )	5	10	第 号	11	15	令和 年 月 日
前回の申請時の許可番号	03	大臣知事コード	3	国土交通大臣知事許可(一般- )	5	10	第 号	11	15	令和 年 月 日
審査基準日	04	令和 年 月 日								

申請等の区分 05 4 **コード4 (経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求) を記入してください**

処理の区分	06				
法人又は個人の別	07	1.法人	2.個人	資本金額又は出資総額 (千円)	法人番号
商号又は名称のフリガナ	08				
商号又は名称	09				
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10				
代表者又は個人の氏名	11				
主たる営業所の所在地市区町村コード	12				
主たる営業所の所在地	13				
郵便番号	14			電話番号	
許可を受けている建設業	15				
経営規模等評価対象建設業	16				

自己資本額 項番 1 7 3 5 10 (千円) 13 審査対象 (1.基準決算) 2.2期平均

基準決算	(千円)
直前の 審査基準日	(千円)

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 10 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益)  
= 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益 (千円)	営業利益 (千円)
減価償却実施額 (千円)	減価償却実施額 (千円)

技術職員数 1 9 3 5 (人)

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 5 経営状況分析を受けた機関の名称

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。  
技術職員名簿については別紙二による。  
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号 第 ●● - ●●●●●● 号	審査結果の通知の年月日 令和 3 年 ●月 ●日
再審査を求め る事項 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況における「技能レベル向上者数」「技能者数」「控除対象者数」	再審査を求め る理由 レベル判定システムの運用停止の影響を受けたため

受審済み経審の結果通知書番号及び通知年月日を記入してください  
再審査を求め  
る事項と理由を記入してください

今回の申立てに係る連絡先を記入してください

連絡先

所属等 氏名 電話番号

ファックス番号

丸囲み以外の箇所は、受審済み経審の申請書と同じ記載をしてください

その他の審査項目（社会性等）

### 労働福祉の状況

雇用保険加入の有無	項番	1	3	[1.有、2.無、3.適用除外]
健康保険加入の有無	2	3	[1.有、2.無、3.適用除外]	
厚生年金保険加入の有無	3	3	[1.有、2.無、3.適用除外]	
建設業退職金共済制度加入の有無	4	4	[1.有、2.無]	
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4	5	[1.有、2.無]	
法定外労働災害補償制度加入の有無	4	6	[1.有、2.無]	

---

### 建設業の営業継続の状況

営業年数	7	3	5	(年)
------	---	---	---	-----

初めて許可（登録）を受けた年月日 令和 年 月 日	休業等期間 年 か月	備考（組織変更等）
------------------------------	---------------	-----------

民事再生法又は会社更生法の適用の有無	8	3	[1.有、2.無]
--------------------	---	---	-----------

再生手続又は更生手続開始決定日 令和 年 月 日	再生計画又は更生計画認可日 令和 年 月 日	再生手続又は更生手続終結決定日 令和 年 月 日
-----------------------------	---------------------------	-----------------------------

---

### 防災活動への貢献の状況

---

### 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

若年技術職員の継続的な育成及び確保	5	9	3	[1.該当、2.非該当]
-------------------	---	---	---	--------------

技術職員数(A) (人)	若年技術職員数(B) (人)	若年技術職員の割合(B/A)
-----------------	-------------------	----------------

新規若年技術職員の育成及び確保	6	0	3	[1.該当、2.非該当]
-----------------	---	---	---	--------------

新規若年技術職員数(C) (人)	新規若年技術職員の割合(C/A)
---------------------	------------------

---

### 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

CPD単位取得数	6	1	3	5	10	(単位)	技術者数	11	15	(人)
----------	---	---	---	---	----	------	------	----	----	-----

**再審査を受ける内容を記入してください**

技能レベル向上者数	6	2	3	5	(人)	技能者数	9	10	(人)	控除対象者数	15	20	(人)
-----------	---	---	---	---	-----	------	---	----	-----	--------	----	----	-----

- 4 -